



島根県報

平成18年7月21日(金)
号外第96号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

少子化対策民間活動助成事業補助金交付要綱

(青少年家庭課)

告 示

島根県告示第774号

少子化対策民間活動助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成18年7月21日

島根県知事 澄 田 信 義

少子化対策民間活動助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する少子化対策民間活動助成事業補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「民間団体等」とは、県内において活動する特定非営利活動法人その他の民間の団体であつて、知事が適当と認めるものをいう。

(交付の目的等)

第3条 県は、少子化対策の推進に資する事業に取り組む民間団体等を支援し、又は育成し、もつて県民が主体的に行う少子化対策のための多様な取組を促進するため、民間団体等が自ら企画し、及び実施する次条に定める事業に要する経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。ただし、営利を目的とするもの及び当該事業を実施する民間団体等の構成員のみを対象とするものを除く。

- (1) 子育て支援又は児童の健全育成の支援に係る事業
- (2) 結婚対策の推進に資する事業(結婚を希望する者に対する異性と出会う機会の提供(以下「出会いの場づくり」という。)を目的とするものを除く。)
- (3) その他少子化対策の推進に資する事業であつて、知事が適当と認めるもの

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象である経費、交付の率及び交付の限度額は、次の表のとおりとする。

交付の対象である経費	交 付 の 率	交付の限度額
補助事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの。ただし、民間団体等の運営に要する経費及び構成員に対する報酬並びに備品購入費を除く。	交付の対象である経費の実支出額(寄附金その他の収入額を控除した額をいう。)の10分の10以内	1事業につき、500,000円以内

2 前項の規定により、交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、少子化対策民間活動助成事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

(補助事業の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、規則第9条の規定により知事の承認を受けようとするときは、少子化対策民間活動助成事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者が補助事業の完了したときに規則第10条の規定により提出する実績報告書は、少子化対策民間活動助成事業補助金実績報告書(様式第3号)とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 知事は、第3条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、少子化対策民間活動助成事業補助金概算(精算)払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成18年7月21日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

印

少子化対策民間活動助成事業補助金交付申請書

補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり少子化対策民間活動助成事業補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業名

- 2 事業区分 (該当するものに をしてください。)
 - (1) 子育て支援又は児童の健全育成の支援に係る事業
 - (2) 結婚対策の推進に資する事業 (出会いの場づくりを目的とするものを除く。)
 - (3) その他少子化対策の推進に資する事業

- 3 事業の目的及び内容
別紙 1 事業計画書のとおり

- 4 事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - (1) 事業に要する経費 円
 - (2) 補助金交付申請額 円

- 5 事業に要する経費の配分
別紙 2 収支予算書のとおり

- 6 団体の概要
別紙 3 団体概要書のとおり

別紙1

事 業 計 画 書

事 業 名	
事業の目的、背景等	
事業の内容	
少子化対策推進の観点から期待される効果等	
事業実施日程	
次年度以降の事業計画	〔事業の内容、財源を確保する見込み等について記入してください。〕
事業実施体制	

別紙 2

収 支 予 算 書

1 収入 (単位 : 円)

項 目	金 額	内 容
合 計		

2 支出 (単位 : 円)

項 目	金 額	積 算 根 拠
合 計		

(注) 項目別及び経費区分別 (謝金、旅費、需用費、役務費等) に記入すること。

別紙3

団 体 概 要 書

フリガナ			
団 体 名	〔法人格がある場合は、必ず記入してください。〕		
フリガナ		役 職 名	
代 表 者 氏 名			
所 在 地 等	〒 -		
	TEL - -	FAX - -	
	ホームページアドレス	E-mail	
フリガナ		役 職 名	
連 絡 責 任 者 氏 名			
連 絡 先	〒 -		
	TEL - -	FAX - -	
	携帯電話 - -		
団体設立年月日	年 月 日		
設 立 目 的			
会 員	会 員 計 名		
	(内訳)		
	正会員 名	賛助会員 名	
	その他 ()		名
活 動 内 容			

(注) 団体の会則、活動概要書等があれば添付すること。

様式第 2 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地

申請者 名 称

代表者職・氏名

印

少子化対策民間活動助成事業補助金変更 (中止・廃止) 承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定があったこの事業について、下記のとおり変更 (中止・廃止) したいので、補助金等交付規則第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更 (中止・廃止) の理由及び内容
- 3 変更後の事業に要する経費及び変更交付申請額
 - (1) 事業に要する経費 円
 - (2) 変更後の事業に要する経費 円
 - (3) 交付決定額 円
 - (4) 変更交付申請額 円

(注) 事業費又は積算根拠に変更がある場合は、当初申請時の収支予算書に変更後の数値を併記 (2 段書き) したものを添付すること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地

申請者 名 称

代表者職・氏名

印

少子化対策民間活動助成事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったこの事業を 年 月 日付けで完了しましたので、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業の概要

別紙1 事業実績報告書のとおり

3 事業に要した経費及び補助金交付申請額

(1) 事業に要した経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

4 収支決算

別紙2 収支決算書のとおり

5 事業完了年月日 年 月 日

別紙 1

事 業 実 績 報 告 書

事 業 名	
事 業 目 的	
事 業 実 績	
事業実施の効果等	
次年度以降の事業計画	

(注) 事業の実施状況が分かる写真、印刷物等を添付すること。

別紙2

収 支 決 算 書

1 収入 (単位：円)

項 目	金 額	内 容
合 計		

2 支出 (単位：円)

項 目	金 額	積 算 根 拠
合 計		

- (注) 1 項目別及び経費区分別(謝金、旅費、需用費、役務費等)に記入すること。
2 支払いの状況が分かる証拠書類等の写しを添付すること。

様式第 4 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

印

少子化対策民間活動助成事業補助金概算 (精算) 払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助金について、概算 (精算) 払を下記のとおり請求します。

記

補助金の請求金額 金 円

内訳 交 付 決 定 額 金 円

補助金受領済額 金 円

今 回 請 求 額 金 円

残 額 金 円

